

学校生活について

- 1 学校の内外を問わず、法令及び県条例等で禁止されている行為を行ってはならない。
(刑法犯、特別法犯、不良行為、道路交通法違反行為 等)
- 2 服装は清潔かつ端正を旨とする。なお、入学式及び卒業式では、スーツ等の略礼装または学生服を着用する。
- 3 欠席・遅刻の場合は、保護者から事前に学校へ電話連絡をする。遅刻して登校した場合は、直ちに職員室に登校した旨を報告する。
- 4 必要外の貴重品を学校に持参しない。やむを得ず持参した場合に、ホームルーム教室以外で授業等が行われる際には、貴重品等を身に付けて移動するか、ホームルーム担任に預ける。
- 5 体調不良等で保健室を利用する場合には、養護教諭に申し出る。この場合保健室を利用できる時間は原則として1時間とし、回復しない場合は帰宅するものとする。
- 6 県高等学校PTA連合会／県高等学校校長協会による「車についての四ない運動」に鑑み、自動車等の運転免許を取得しない。ただし、就労上の必要等の事情がある場合には、別途相談するものとする。
- 7 自転車を使用して通学する場合には、様式1により「自転車通学届」を提出する。
- 8 在学中に新たに就労した場合、また就労先を変更した場合には、学校に報告する。

※規定の改正又は廃止の手続き

- 1 生徒会執行部は生徒の意見を集約し、議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

令和3年12月21日施行

令和4年 4月 1日改正